

○終身賃貸事業認可申請の提出書類

申請書本体は4部（正本1部+副本3部）、添付書類は1部。

No	提出書類（1部）	摘要
1	申請書（別記様式）	申請書は、正本1部のほか、副本3部（写し可）を提出する。
2	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 （既存住宅の場合は、住宅の規模及び設備の概要を表示した間取り図）	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、寸法、各戸の面積（※）を表示 ※各戸の面積表でも可 ・台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を表示 ・「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する」として住戸面積を18㎡以上25㎡未満とする場合は、共同利用の居住の用に供する部分（居間、食堂、台所など）の場所及び面積（※各部分の面積表でも可）を表示 ・シェアハウスの場合は、共同利用の居住の用に供する部分（居間・食堂・台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室（場）など）の場所を表示するとともに、専用居室の面積（※面積表でも可）を表示 ・デイサービスセンターなどの住宅以外の施設部分がある場合、住宅以外の施設部分が分かるよう表示 ・表示しきれない部分がある場合、別資料としても可。
3	加齢対応構造等を表示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・新設住宅の場合、法施行規則第34条第1項。既存住宅の場合、法施行規則第34条第2項を満たすことを証するもの。 ※新設住宅の場合、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（制度について）」の「登録申請書の添付書類等の参考とする様式」の「加齢対応構造等のチェックリスト」に記載し、提出したもの。 ※既存住宅の場合、写真及び撮影箇所を図示した間取り図など、手すりの設置状況が分かる資料（注）。

No	提出書類（1部）	摘要
4	【個人の場合】 ・住民票抄本 ・印鑑登録証明書	・直近3か月以内発行のもの
5	終身建物賃貸借契約書の書式	・案で可 ・「 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 」（ 制度について ）の「参考とすべき入居契約書」を参考とする。 ※住戸番号・家賃などの契約ごとに数値の違う箇所は空欄にして可。 ・雛形が複数ある場合は、すべて提出。
6	仮入居（定期建物賃貸借）契約書の書式	案で可
7	【整備をしようとする場合】 工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないことの誓約書	様式任意（県参考様式あり）
8	法第54条に掲げる基準に適合することを誓約する書面	様式任意（県参考様式あり）
9	【前払金を受領する場合】 法施行規則第36条に掲げる基準に適合することを証する書類	銀行による保証その他の必要な保全措置を講じることを証する書類を添付
10	修繕計画書	任意様式
11	家賃・敷金その他賃貸事業の収納状況を明らかにする書類	書式案で可

（注）写真を提出する場合は、便所、浴室、住戸内の階段、玄関、脱衣所を撮影し、撮影箇所を
 図示すること。

○認可事業の変更認可の申請

申請書本体は4部（正本1部+副本3部）、添付書類は1部。

No	提出書類	摘要
1	変更認可申請書（様式第3号）	正本1部のほか、副本3部（写し可）を提出する。
2	認可申請時の添付書類のうち、変更となるもの	1部

○軽微な変更（整備の着手または完了予定年月日の6月以内の変更）をするときの届出届出書本体は2部（正本1部+副本1部）、添付書類も同様。

No	提出書類	摘要
1	終身賃貸事業の軽微な変更届出書（様式第6号）	正本1部のほか、副本1部（写し可）を提出する。
2	変更前の認定申請書を変更後の内容に訂正したもの	正本1部のほか、副本1部（写し可）を提出する。

○事業者による終身建物賃貸借契約の解約承認申請

申請書本体は2部（正本1部+副本1部）、添付書類は1部。

No	提出書類	摘要
1	終身建物賃貸借解約承認申請書（様式第7号）	正本1部のほか、副本1部（写し可）を提出する。
2	法第58条第1項第1号または第2号に規定する事実を証する書類の写し	1部

○認可事業の地位承継の申請（権原取得による承継の場合の申請）

申請書本体は2部（正本1部+副本1部）、添付書類は1部。

No	提出書類	摘要
1	地位承継承認申請書（様式第11号）	正本1部のほか、副本1部（写し可）を提出する。
2	認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したことを示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・1部 ・営業譲渡契約書の写し、登記事項証明書（土地・建物）（直近3か月以内発行のもの）など、事実が分かるもの
3	認可申請時の添付書類のうち、変更となるもの	1部

○認可事業の地位承継の届出（一般承継人の承継（相続）の場合の届出）

届出書本体は2部（正本1部+副本1部）、添付書類は1部。

No	提出書類	摘要
1	地位承継届出書（様式第10号）	正本1部のほか、副本1部（写し可）を提出する。
2	届出に係る地位の承継を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・1部 ・法務局発行の法定相続情報など、事実が分かるもの
3	認可申請時の添付書類のうち、変更となるもの	1部

○終身賃貸事業廃止の届出（届出により事業認可の効力を失う）

No	提出書類	摘要
1	終身賃貸事業廃止届出書（様式第17号）	正本1部

○登録窓口

機関名	管轄市町村	所在地	電話番号
盛岡広域振興局 土木部	滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、八幡平市、葛巻町、岩手町	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6652
県南広域振興局 遠野土木センター	遠野市	〒028-0525 遠野市六日町 1-22	0198-62-9938
県南広域振興局 北上土木センター	北上市	〒024-8520 北上市芳町 2-8	0197-65-2738
県南広域振興局 土木部	金ヶ崎町	〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2882
県南広域振興局 一関土木センター	平泉町	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	0191-26-1418
沿岸広域振興局 大船渡土木センター	大船渡市、陸前高田市、住田町	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9919
沿岸広域振興局土木部	大槌町	〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2708
沿岸広域振興局 宮古土木センター	山田町	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2221
沿岸広域振興局 岩泉土木センター	岩泉町、田野畑村	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24-3	0194-22-3116
県北広域振興局土木部	久慈市、洋野町、普代村、野田村	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-53-4990
県北広域振興局 二戸土木センター	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9209

※来訪される場合、事前に電話で予約をお願いいたします。

※盛岡市、花巻市、奥州市、一関市、釜石市、宮古市、西和賀町にあつては、各市役所（町役場）で登録していますので、各市役所（町役場）にお問い合わせください。